

## 名古屋市公衆浴場法施行条例（関係部分の抜粋）

（注：下線部分が改正箇所）

（普通公衆浴場の衛生措置等の基準）

第4条 法第3条第2項の規定による公衆浴場の換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準（以下「衛生措置等の基準」という。）（構造設備に係るものに限る。）のうち、第2条第1号に規定する普通公衆浴場に係るものは、次のとおりとする。

- (1) 脱衣室、浴室その他入浴者の浴用に供する場所には、換気及び採光又は照明を適切に行うことができる設備を設けること。
- (2) 脱衣室、浴室その他入浴者の浴用に供する場所は、次に掲げる基準を満たしていること。
  - ア 男女別に区画し、相互に見通すことができない構造とすること。
  - イ 浴場外から容易に見通すことができない構造とすること。
- (3) その床面積が、次のアからウまでに掲げる設備等の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる面積以上である設備等を有する浴室が、男子用及び女子用それぞれ1以上設けられていること。
  - ア 脱衣室 12平方メートル
  - イ 洗い場 12平方メートル
  - ウ 浴槽（湯を使用するものに限る。） 3平方メートル
- (4) 脱衣室は、次に掲げる基準を満たしていること。
  - ア 床は、不浸透性の構造その他の公衆衛生上支障がない構造とすること。
  - イ 浴室とは扉等により区画されていること。
  - ウ 入浴者の衣類等を各人ごとに保管できる設備を設けること。
- (5) 浴室は、次に掲げる基準を満たしていること。
  - ア 周壁は、床面からおおむね1メートルまでは不浸透性材料で造ること。
  - イ 床は、不浸透性材料で造り、洗い場での使用水等が停滞しないように適当な勾配を設けるとともに、排水に適した構造とすること。
  - ウ 洗い場には、適当な数の湯栓を設けること。
- (6) 浴槽は、次に掲げる基準を満たしていること。
  - ア 不浸透性材料で造り、かつ、排水に適した構造とすること。
  - イ 側壁の高さは、浴槽の周囲の床面からおおむね5センチメートル以上とすること。ただし、洗い場での使用水等が浴槽内に流入しないための必要な措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (7) 屋外に浴槽その他入浴者の浴用に供する場所を設ける場合は、前号に掲げるもののほか、次に掲げる基準を満たしていること。
  - ア 屋外の浴槽その他入浴者の浴用に供する場所は、脱衣室、浴室等の屋内から直接出入りできる位置に設けること。
  - イ 屋外の通路等は、不浸透性の構造その他の公衆衛生上支障がない構造とすること。
  - ウ 屋外には、洗い場及び脱衣所を設けないこと。
  - エ 屋外の浴槽水（浴槽内の湯又は水をいう。以下同じ。）が、浴室の浴槽に流入しない構造とすること。
- (8) ろ過器を設ける場合は、次に掲げる基準を満たしていること。
  - ア ろ過器は、1時間当たりの処理能力が浴槽の容量以上のものであること。
  - イ ろ過器は、逆洗浄（湯又は水を逆流させてろ過器内を洗浄することをいう。以下同じ。）その他の適切な方法により汚れを排出することができる構造とすること。
  - ウ ろ過器に湯又は水を送る経路上に集毛器を設けること。
  - エ ろ過器内に湯又は水が入る直前に塩素系薬剤の注入口又は投入口を設けること。
  - オ ろ過した湯又は水が浴槽の底部に近い部分から流入される構造その他の公衆衛生上支障がない構造とすること。
- (9) 浴槽から浴槽外にあふれ出た湯又は水を浴用に供しない構造とすること。ただし、次に掲げる措置を講ずる場合は、この限りでない。
  - ア 浴槽から浴槽外にあふれ出た湯又は水を、当該湯又は水を回収する槽（以下「回収槽」という。）を經由して、ろ過器に送る構造とすること。
  - イ 回収槽は、内部を容易に清掃できる位置及び構造とすること。
  - ウ 回収槽の湯又は水を消毒することができる設備を設けること。
- (10) 気泡発生装置等（気泡発生装置その他の水の微粒子を発生させる設備をいう。以下同じ。）を設ける場合は、空気取入口からはこり等が入らない構造とすること。
- (11) 打たせ湯を設ける場合は、循環している浴槽水を用いない構造とすること。
- (12) 水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しない構造とすること。
- (13) 蒸気室又は熱気室（以下「蒸気室等」という。）を設ける場合は、次に掲げる基準を満たしていること。
  - ア 床は、不浸透性の構造その他の衛生上支障がない構造とし、汚水等が停滞しないように適当な勾配を設けるとともに、排水に適した構造とすること。

- イ 換気を適切に行うため、給気口及び排気口を適当な位置に設けること。
  - ウ 蒸気室等の室内の状態を容易に見通すことのできる構造とすること。
  - エ 室内には、非常用ブザー等を備えること。
- (14) 排水溝、排水管及び汚水だめは、不浸透性材料で造り、臭気の発散、汚水漏れ等を防ぐための必要な措置を講ずること。
- (15) 便所は、次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 各脱衣室に設けること。
  - イ 適当な換気設備及び流水式手洗設備が備えられていること。

2 法第 3条第 2項の規定による衛生措置等の基準（構造設備に係るものを除く。）のうち、普通公衆浴場に係るものは、次のとおりとする。

- (1) 脱衣室、浴室、蒸気室等その他入浴者の浴用に供する場所は、換気を十分に行うこと。
- (2) 脱衣室、浴室及び蒸気室等の照度は、床面において50ルクス以上とし、その他入浴者の浴用に供する場所の照度は、床面において20ルクス以上とすること。
- (3) 施設は、常に清潔を保ち、随時消毒及び昆虫の防除を行うこと。
- (4) 入浴者の浴用に供する湯又は水は、次に掲げる措置を講ずること。
- ア 規則で定める水質基準を保つこと。
  - イ 湯栓及び水栓から供給される湯又は水には、浴槽水及び再利用をした湯又は水を使用しないこと。
  - ウ 湯栓及び水栓から供給される湯又は水が飲用に適さないときは、入浴者の見やすい場所にその旨を表示すること。
- (5) 前号アに掲げるもののほか、浴槽水は、常に満ちているようにし、次に掲げる措置を講ずること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- ア 塩素系薬剤を用い、浴槽水に含まれる遊離残留塩素濃度を 1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つようにして消毒すること。
  - イ ろ過器を設ける場合は、規則で定めるところにより、浴槽水の水質検査を行うこと。
- (6) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に排水して清掃すること。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあっては、毎週1回以上、浴槽水を完全に排水して清掃すること。
- (7) ろ過器その他の設備は、次に掲げる措置を講ずること。
- ア ろ過器は、毎週1回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを排出し、及び消毒すること。
  - イ 湯又は水を浴槽とろ過器の間で循環させるための配管の内部は、毎週1回以上消毒すること。
  - ウ 集毛器は、毎日清掃し、及び毎週1回以上消毒すること。
  - エ 気泡発生装置等は、定期的に清掃し、及び消毒すること。
  - オ 浴槽から浴槽外にあふれ出た湯又は水を回収する配管及び回収槽の内部は、頻繁に清掃し、及び消毒するとともに、回収槽の湯又は水を塩素系薬剤を用い消毒すること。
  - カ 湯又は水を浴槽とろ過器等の間で循環させるための配管の内部に生物膜がある場合には、これを除去すること。
  - キ 浴槽とろ過器の間に設けられた設備等は、定期的に清掃し、及び消毒すること。
- (8) 貯湯槽の湯の温度は、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、貯湯槽の湯を消毒する場合は、この限りでない。
- (9) 第5号アに規定する浴槽水の消毒、同号イに規定する浴槽水の水質検査その他施設の衛生管理に係る措置の実施状況について記録し、及び保存すること。
- (10) 入浴者には、くし、タオル、かみそり等を貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なものを貸与する場合は、この限りでない。
- (11) 入浴者の見やすい場所に入浴者が遵守しなければならない事項を掲示すること。
- (12) 男女（小学校就学の始期に達しない者を除く。）を混浴させないこと。
- (13) 善良な風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真その他の物品を掲げ、又は備えないこと。
- (14) 従業員に風紀を乱すおそれのある服装及び行為をさせないこと。

（その他の公衆浴場の衛生措置等の基準）

第5条 法第 3条第 2項の規定による衛生措置等の基準（構造設備に係るものに限る。）のうち、第 2条第 2号に規定するその他の公衆浴場に係るものは、前条第 1項各号（第 2号、第 3号及び第15号アを除く。）に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱衣室及び洗い場は、適当な広さを有すること。
- (2) 脱衣室、洗い場その他入浴者の浴用に供する場所は、次に掲げる基準を満たしていること。ただし、市長が風紀上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

  - ア 男女別に区画し、相互に見通すことができない構造とすること。
  - イ 浴場外から容易に見通すことができない構造とすること。

- (3) 便所は、脱衣室等入浴者が利用しやすい場所に設けること。

2 法第 3条第 2項の規定による衛生措置等の基準（構造設備に係るものを除く。）のうち、その他の公衆浴場に係るものは、前条第 2項の規定を準用する。

(衛生措置等の基準の特例)

第6条 普通公衆浴場の営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、かつ、市長が風紀上支障がないと認めた場合は、第4条第1項第2号ア及び同条第2項第12号に定める基準によらないことができる。

- (1) 一の脱衣室及び浴室等を、入浴者と同一の世帯に属する者（入浴者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹に限る。）その他のこれに準ずる者として市長が別に定める者のみに利用させる場合
  - (2) 一の脱衣室及び浴室等を、入浴に介助を必要とする者及びその者を介助する者のみに利用させる場合
- 2 その他の公衆浴場の営業者は、前項各号のいずれかに該当する場合であつて、かつ、市長が風紀上支障がないと認めた場合は、前条第1項第2号ア及び同条第2項において準用する第4条第2項第12号に定める基準によらないことができる。
- 3 その他の公衆浴場の営業者は、前項のほか、前条に定める基準について、利用目的又は利用形態により、この基準により難しい場合であつて、かつ、市長が公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めた場合は、この基準によらないことができる。

### 名古屋市公衆浴場法等施行細則（関係部分の抜粋）

（注：下線部分が改正箇所）

(変更及び停・廃業の届出)

第7条 規則第4条の規定により届出をしようとする者は、営業変更届(第5号様式)、営業停止届又は営業廃止届(第6号様式)を保健所長に提出しなければならない。

2 前項の営業変更届には、保健所長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 第1項の規定による営業変更届であつて、公衆浴場の増築、改築その他構造設備の変更に係るものを提出した者は、使用前に保健所長の検査を受けなければならない。

(水質基準)

第8条 条例第4条第2項第4号アの規則で定める水質基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準とする。ただし、第1号ア及びイ並びに第2号アからエまでに掲げる基準にあつては、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、その全部又は一部を適用しないことができる。

(1) 浴槽水（浴槽内の湯又は水をいう。以下同じ。） 次に掲げる基準

ア 濁度は、5度以下であること。

イ 次のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 有機物（全有機炭素（TOC）の量をいう。以下同じ。）は、1リットルにつき8ミリグラム以下であること。

(イ) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。

ウ 大腸菌は、1ミリリットルにつき1個以下であること。

エ レジオネラ属菌は、検出されないこと。

(2) 浴槽に新たに供給される湯若しくは水又は湯栓若しくは水栓から供給される湯若しくは水 次に掲げる基準

ア 色度は、5度以下であること。

イ 濁度は、2度以下であること。

ウ 水素イオン濃度は、水素指数 5.8以上 8.6以下であること。

エ 次のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 有機物は、1リットルにつき3ミリグラム以下であること。

(イ) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき10ミリグラム以下であること。

オ 大腸菌は、検出されないこと。

カ レジオネラ属菌は、検出されないこと。

(3) 前2号に掲げる湯又は水以外の入浴者の浴用に供する湯又は水

レジオネラ属菌は、検出されないこと。

(浴槽水の水質検査)

第9条 条例第4条第2項第5号イの規定による浴槽水の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 水質検査の項目は、レジオネラ属菌とすること。

(2) 水質検査は、1年に1回以上行うこと。ただし、ろ過器を使用して浴槽水を24時間以上にわたり完全に排水せずに使用する方式の浴槽にあつては、6月に1回以上行うこと。

(管理者)

第10条 営業者は、公衆浴場を自ら管理することができないときは、当該公衆浴場に係る業務を適正に実施するため、管理者を置かなければならない。